

# 宗議会議員選挙における選挙運動について

～公正・公平な選挙の実施に向けて～

## 中央選挙管理委員会

宗議会議員選挙は、宗門の最高議決機関である宗会（宗議会と参議会で構成）のうち、僧侶によって構成される宗議会の議員を選出する大切な選挙です。

公正・公平な選挙の実施に向けて、ご理解とご協力をお願いします。

### 選挙運動とは

一般的に選挙運動とは、特定の候補者の当選を目的として、投票を得又は得しめるために直接又は間接に行うあらゆる活動をいいます。また、同様の目的で、特定の候補者の投票を得しめないために行う活動も含まれます。

宗門の選挙制度では、選挙の公正・公平を保つため、条例により様々な規制や禁止行為を定めており、これに違反した場合は、当選の取り消しや懲戒に処せられる場合があります。

### 選挙運動のできる期間

選挙運動は、候補者自身による立候補届又は推薦届出人による推薦届が受理された後から、期日前投票が行われる日の前日（9月11日）まででなければなりません。

### 選挙運動ができる者

選挙運動は、各選挙区の選挙管理会に届け出て受理された候補者、推薦届出人、選挙事務長及び選挙運動員でなければなりません（選挙事務所の労務を含む）。

候補者及び推薦届出人は、届出受理後に選挙区の選挙管理会によって告示されます。

また、選挙事務長及び選挙運動員は、選挙運動中は選挙管理会が発行する届済証明書を常に携行し、要請があったときはこれを掲示することが義務付けられています。

※届出事項以外の肩書（所属団体の役職名など）を利用した選挙運動はできません。

★次の役職にある者は、選挙事務長及び選挙運動員になることができません

- ① 条例で宗務役員又は準宗務役員と定められた役職にある者
- ② 組長、副組長及び査察委員
- ③ 中央選挙管理委員会の委員及びその補充員
- ④ 選挙区の選挙管理会の委員及びその補充員

### 選挙運動の方法

#### ① 郵便、印刷物を用いた選挙運動

- ・ 次に定める普通扱いの通常郵便物の発送

ア：第一種定形郵便物

イ：郵便書簡（ミニレター）

ウ：市内特別定形郵便物

エ：第二種通常ハガキ

※速達・書留・特定記録等、「普通扱い」以外の郵便物は認められません

- ・ 選挙事務所における印刷物の掲示

## ②演説による選挙運動

### ◆立会演説会（選挙管理会が主催）

候補者の数が選挙する議員の定数を超えている場合であって、複数の候補者の要請があった場合に、選挙管理会が開催の有無及び開催方法等を協議・決定し、選挙運動期間内に5回を限度に開催されます。

立会演説会が開催される場合は、選挙公報等で選挙人に対して通知されます。

### ◆個人演説会（候補者が主催）

候補者又は推薦届出人は、選挙管理会に届け出て、選挙運動期間中5回を限度に個人演説会を開催することができます。

#### 【個人演説会開催にあたっての留意事項】

- 開催（変更・中止を含む）にあたっては、事前に選挙管理会への届出が必要です。
- 開催場所は、候補者・推薦届出人・選挙事務長・選挙運動員が所属する寺院・教会を基本とします。その他の場所での開催を検討する際は、必ず事前に選挙管理会へご相談ください。
- 演説会の開催場所には、選挙管理会が発行する届済証明書の掲示が必要です。
- 演説会の入場資格は選挙人に限られます。
- 演説会の司会及び係員は、推薦届出人、選挙事務長、選挙運動員に限られます。
- 演説は候補者本人が行うことが基本ですが、推薦届出人、選挙事務長、選挙運動員のいずれか1人に限り、候補者本人に代わって演説を代理することができます。
- 演説の後に質疑応答を行うことができます。質疑応答が終了したときは、直ちに閉会し解散してください。
- 個人演説会の開催案内や会場での運営も選挙運動に該当するため、禁止行為に該当しないよう注意が必要です。

## 禁止されている行為

候補者、選挙運動者の有無を問わず、選挙に関し、「投票を得若しくは得しめ又は得しめない目的」で行う次の行為は懲戒対象の行為として禁止されています。

- ・金品の贈与又は飲食物の提供及びその約束等
- ・身分又は財産上の利益や公私の職務の供与及びその約束等
- ・戸別訪問や呼び出し
- ・立会演説会又は個人演説会以外の演説会
- ・法要その他の集会での演説又は勧誘
- ・演説の妨害又は選挙の自由の妨害
- ・運動ができない者が選挙運動をすること、又はこれをさせること
- ・選挙運動として認められた行為以外の方法による郵便、電報その他文書又は印刷物の発信（電話、インターネット、メール、SNS等を含む）や配布
- ・選挙事務所以外の場所での印刷物の掲示
- ・候補者の身分又は経歴に関して、虚偽の事項を公にすること
- ・予想をするための人気投票や予選など
- ・選挙運動期間外の運動
- ・当選又は落選に関する挨拶行為
- ・選挙事務長、選挙運動員及び選挙事務所の設置に関する規定違反

※選挙運動についてご不明な点は、選挙区の選挙管理会にお尋ねください。